不利益処分の処分基準

処分の内容		改善命令
根拠法令及び条項		都市の低炭素化の促進に関する法律第５７条
所管部課係名		まちづくり未来部建築審査課住宅係
処分基準	関係条項	
	基準（未設定の場合はその理由）	未設定（前例事務処理がないため）
	参考事項	
	設定等年月日	平成２７年４月１日設定（平成　年　月　日最終変更）